

267 中央大学記事 (講演会)

『法学新報』第20巻10(236)号 明治43年11月1日

○中央大学記事

○講演会 中央大学に於ては去月三十日午後五時より講演会を開きたり講演者は上京中の勝本法学博士にして氏は「刑事雑説」と題し最も有益にして趣味ある講演を試みられたり其詳細は次号に登載することと為したれとも次に該講演の梗概を述ふへし今其全体を大別すれば第一現行刑法の解釈に関する根本論、第二刑事政策上の立法論に分つことを得第一に付ては博士は先づ刑罰に関する沿革の概要と学説の傾向とを述ふるの要ありとせばツカリヤまでの有様及ロンブローソの学説を明にし以て最近の立法並に学説に及へりベ氏の学説は其以前科刑の擅断なりしに對して起りたるものにして平等、自由、正義及博愛を其骨髓とすることを論し尚ほ此学説に基く立法の下に在ては犯罪撲滅の目的を充分に完うする能はさることありたる旨を説き進て口氏の学説に移り其説の悉くベ氏のそれと相反することを述へ刑法学上の争論は實に此両氏の学説の是非善悪に在りベ氏の説は之を旧派とし口氏の説は之を新派と稱し甲論乙駁互に相下らす旧派の特徴は立論の基礎を犯罪に置き刑罰の本質を応報と為す

に在り新派は之に反して犯人を基本として立言し社会防衛を目的とするに在りと論したる後最近の立法及学界の傾向は此両説を折衷するに在り我現行刑法の解釈として極端なる新派の思想に依り悪性、反社会性又は危険性等の觀念のみを以て解釈の精髓を得たるものと思ひ一時刑法学者の多数は勿論一般世人も之に雷同したる有様なりしも余は現行法上之を以て誤れるものと信す宜しく折衷説に依るへし云云と言へり夫より現行法の規定を引きて新派の主張に依るものと旧派の主張に依るものとを兩相對照して純新派の立法の精神と相容れざる謬論たることを断定し刑罰の裁量に付ては(一)犯罪と(二)犯人と此二者を觀察して適切なる判決を下さざるへからすとせり夫の悪性論、人格説に化せられたる者大に省みて可なり是より博士は第二立法政策論に移り余を以て之を觀れば新派の「人に依りて刑を異にする思想」を刑法上一層擴張せんことを希望す此意味に於て余は(一)不定期刑の制度を設くへく(二)人の身分職業等要するに人の社会上の地位に依り刑罰の種類を異にすべく例へば昔時百姓町人を斬罪に処する場合に士人には自刃を命したる如く普通の盜罪と官吏取賄罪とは刑種を異にし其人の身分職業等に伴ふ名誉自尊心を破らす之に應じて刑を行ふ如くすへし夫の罰金の如きは貧富に依り其額を異にせざるへからず(三)今日自由刑は刑罰の標準として推さるものなれとも余は余りに之を善良の刑罰と思料せず自由刑は良民の負担に於て悪人を養ひ刑罰の効果或場合には其者の属する一族に及び犯人をして監獄生活に慣れしめ之を以て恰も一の郷土の如く思はしむるに至

る等其他弊害頗る多し自由刑は短且嚴なるを尚ひ長且寛なるを
惡ろしとす後者に依る自由刑の如きは宋襄の仁のみ又笞刑を新
設すへく其他成るへく短時間に手厳しき苦痛を与ふるに足る如
き刑罰を作るを良しとする旨縷述する所あり所論頗る時弊に中
るもの多く九時に垂んとして講演全く終を告げたり講演の速記
は之を次号に掲ぐへし